

印西市犯罪被害者等支援条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、印西市犯罪被害者等支援条例（平成28年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（見舞金の対象者）

第2条 条例第9条に規定する被害者は、警察署長に被害届を提出していること等により犯罪行為による被害を被ったことが確認できる者とする。

（見舞金を支給しない場合）

第3条 条例第12条の規定により見舞金を支給しないことができるときは、次に掲げるときとする。

(1) 犯罪行為が行われた時において、被害者又は条例第10条第2号の第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下「被害者等」という。）と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があったとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

エ 同居の親族

(2) 犯罪行為による被害について、被害者等に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は<sup>ほう</sup>幫助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 被害者等に次のいずれかに該当する事由があるとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

ウ 印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員

（傷害見舞金の支給の申請）

第4条 条例第15条第1項の規定により傷害見舞金の支給の申請をしようとする者は、傷害見舞金支給申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（遺族見舞金の支給の申請）

第5条 条例第15条第1項の規定により遺族見舞金の支給の申請をしようとする者は、遺族見舞金支給申請書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（見舞金の審査結果決定通知書）

第6条 市長は、条例第16条の規定により、見舞金の支給の適否を決定したときは、見舞金審査結果決定通知書（別記第3号様式）により、その内容を申請者に通知しなければならない。

（転居費用の助成の申請）

第7条 条例第20条において準用する条例第15条第1項の規定により転居費用の助成の申請をしようとする者は、転居費用助成申請書（別記第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 転居費用を支払ったことを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（準用）

第8条 第6条の規定は、条例第20条において準用する条例第15条第1項の規定による申請があったときについて準用する。この場合において、第6条中「見舞金審査結果決定通知書（別記第3号様式）」とあるのは「転居費用審査結果決定通知書（別記第5号様式）」と読み替えるものとする。

(照会)

第9条 市長は、犯罪行為による被害に関する事項について、警察その他の関係機関に照会することができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第4条）

傷害見舞金支給申請書

年 月 日

印西市長

様

申請者 住 所

氏 名

印

被害者との続柄

電話番号

次のとおり、傷害見舞金の支給を申請します。なお、見舞金支給事務等において必要な事項について、関係機関等へ照会することに同意します。

被害者	住 所			
	ふりがな			性 別
	氏 名			男・女
	生年月日	年 月 日	年 齢	
被 害 発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃			
被 害 発 生 場 所				
被害を受けた時の状況				
警察署の被害届等受理日	年 月 日 ( ) ( ) 警察署 受理番号 ( )			
振り込み先（申請者名義の口座に限る）				
金融機関・本支店名	銀行・信用金庫・農協 本・支店・支所			
口座種別・口座番号	普通口座	口座番号		
口座名義人	(ふりがな)			

添付書類

- (1) 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式(第5条)

遺族見舞金支給申請書

年 月 日

印西市長

様

申請者 住 所

氏 名

印

被害者との続柄

電話番号

次のとおり、遺族見舞金の支給を申請します。なお、見舞金支給事務等において必要な事項について、関係機関等へ照会することに同意します。

被害者	住 所			
	ふりがな			性 別
	氏 名			男・女
	生年月日	年 月 日	年 齢	
被害の発生を知った日		年 月 日		
被害発生日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃		
被害発生場所				
警察署の被害届等受理日		年 月 日 ( ) ( ) 警察署 受理番号 ( )		
その他 第1順位遺族	氏 名	被害者との続柄	住 所	
振り込み先 (申請者名義の口座に限る)				
金融機関・本支店名	銀行・信用金庫・農協 本・支店・支所			
口座種別・口座番号	普通口座	口座番号		
口座名義人	(ふりがな)			

添付書類

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第3号様式（第6条）

見舞金審査結果通知書

印西市指令第 号

年 月 日

様

印西市長



年 月 日付けで申請のありました傷害見舞金・遺族見舞金については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 支給します。

見舞金の額 円

- 2 支給できません。  
(理由)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、印西市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、印西市を被告として（訴訟において印西市を代表する者は印西市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第7条）

転居費用助成申請書

年 月 日

印西市長

様

申請者 住 所

氏 名

印

被害者との続柄

電話番号

次のとおり、転居費用助成を申請します。なお、転居費用助成事務等において必要な事項について、関係機関等へ照会することに同意します。

被害者	ふりがな		性別
	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	年齢
	被害当時の住所		
	現在の住所		
	電話番号		
	死亡年月日	【死亡の場合】	年 月 日
被害の状況	被害の発生を知った日	年 月 日	
	被害発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
	被害発生場所		
	警察署の被害届等 受理日	年 月 日 ( ) ( ) 警察署 受理番号 ( )	
申請履歴	当該被害について他の支援の申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無	
振り込み先（申請者名義の口座に限る）			
金融機関・本支店名	銀行・信用金庫・農協 本・支店・支所		
口座種別・口座番号	普通口座	口座番号	
口座名義人	(ふりがな)		

申請理由及び内訳書

申請内容	
転居が必要な事情	<input type="checkbox"/> 自宅が事件現場になったため <input type="checkbox"/> 自宅付近が事件現場になったため <input type="checkbox"/> その他 ( )
転居前	住所 印西市 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )
転居後	住所 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 契約名義人
被害者と申請者の転居前の同居の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
実施日	年 月 日
事業者名	
内容	<input type="checkbox"/> 運送 <input type="checkbox"/> 梱包 <input type="checkbox"/> 荷解き <input type="checkbox"/> 付帯サービス <input type="checkbox"/> 保険料 <input type="checkbox"/> その他 ( )
支払金額	円
補助申請額	円 (上限50,000円)

添付書類

- (1) 転居費用を支払ったことを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第5号様式（第8条）

転居費用審査結果決定通知書

印西市指令第 号  
年 月 日

様

印西市長



年 月 日付けで申請のありました転居費用助成については、  
次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 支給します。

助成の額 円

- 2 支給できません。  
(理由)

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、印西市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、印西市を被告として（訴訟において印西市を代表する者は印西市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。